

令和5年度経済産業省中小企業庁委託イベントにおける当日配布  
資料等の印刷製本に関する見積競争（仕様書）

1 件名

令和5年度経済産業省中小企業庁委託イベントにおける当日配布資料等の  
印刷製本

2 目的

令和5年度経済産業省中小企業庁委託イベント参加者の講演・講義内容理  
解を促すため配布用資料等を作成する。

3 訴求対象

企業・団体関係者を始め関心のある方

4 発注概要

- (1) 各イベントのプログラム
- (2) 各イベントのアンケート用紙

5 業務内容

- (1) 作成物種別及び納品日等は別添を参照すること。
- (2) 印刷にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  
(平成12年法律第100号) 第6条第1項の規定に基づき、定められた  
「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和5年2月24日変更閣  
議決定)による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たしていること。
- (3) 版下用PDFデータについて

ア PDF化の際、文字の部分を選択できる(テキストデータとして抽出等  
可)形態にすること。また、使用フォントについても、実際の印刷物と同  
じイメージでフォントが表示されるようにすること。

イ DVD-R等の媒体にて納品すること。

- (4) 本件にて発注する全ての印刷物の文字原稿: Microsoft Word、Microsoft  
PPT、PDF、反射原稿等を当センターから支給する。

※ 原稿は全て会場ごとに異なる。

6 成果物・納品

- (1) 成果物

詳細は別添を参照すること。

(2) 納品場所

公益財団法人人権教育啓発推進センター  
東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

(3) 納品期限

詳細は別添を参照すること。  
※ 納品に掛かる経費は負担すること。

7 提出書類

(1) 見積書

- ※ 見積書は、法人名及び代表者名記載の上、法人印及び代表者印を押印し、提出年月日を記載した原本を提出すること。
- ※ 見積金額の内訳、税抜、税込の別が分かるように明記すること。
- (2) 工程表（PDFでの校正3回、簡易校正1回程度）
- (3) 各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札資格（全省庁統一資格）を証する書面の写し
- (4) 適格請求書発行事業者登録番号届出書の写し又は適格請求書発行事業者登録番号届出書（別紙）

8 書類提出期限

令和5年8月24日（木）午前11時

9 その他

- (1) 応札者は、経済産業省中小企業庁及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 応募に当たっての提出書類は、返却しない。
- (3) 本見積競争の参加に要する経費は、応募者の負担とする。
- (4) 本事業の実施に当たっては、当センターによる確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。
- (5) 本件を実施するに当たって、知り得た情報については、本件以外の業務に使用しないこと。また、第三者に対して一切漏えいしないこと。
- (6) 本件の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、経済産業省中小企業庁及び当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口（担当者）を明確にし、一本化すること。
- (7) 本仕様書に基づき作成した各種成果物に関する全ての著作権は、特定の期間を定めることなく、経済産業省中小企業庁に帰属するものとする。なお、受注者は経済産業省中小企業庁及び当センターに対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとすること。

- (8) 上記各仕様について部数等の変更があった場合は、受注者との協議の上、発注金額を変更することとし、その際は再度、見積書を提出すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、当センターと協議すること。
- (10) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。  
その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受注者の負担とする。
- (11) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。
- (12) 過去に制作したプログラム等は当センターにて閲覧可能。
- (13) 請求書類は、各会場の業務完了後速やかに発行すること。
- (14) 当センターが本件に係るイベントの開催中止を決定したときは、本件業務の一部または全部の委託を解除し、反対給付は行わない。この中止判断があったときは、別添「仕様書（別添）」に記載の入稿日の7日前までに受注者に伝えるものとする。

## 10 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の当センター職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 総務部長 小笠原崇嗣
- (2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

## 11 問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター事業部 第2課 島田・鈴木  
東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F  
TEL 03-5777-1802/FAX 03-5777-1803  
Eメール j i g y o 0 2 @ j i n k e n . o r . j p  
ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp/>